



村上市

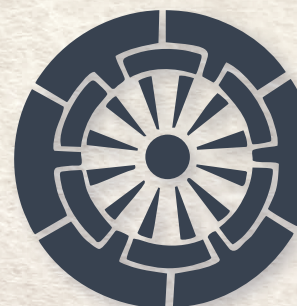
◆ 村上市歴史の風致維持向上計画（第2期）

令和8年3月

◆ 新潟県村上市 ◆

# 村上市歴史の風致維持向上計画

◆ ————— 第2期 ————— ◆



令和8年3月

新潟県村上市

【表紙の家紋について】

村上藩を治めた9家の家紋です。

左上から

- ① ② ③  
④ ⑤ ⑥  
⑦ ⑧ ⑨

の順に藩を治めた年代で並んでいます。

①からそれぞれの家名、主な藩主、治めた年代を下記にまとめています。

	家名	主な藩主	治めた年代
①	村上家	<small>むらかみ</small> 村上 <small>よりかつ</small> 頼勝	慶長3年(1598)～元和4年(1618)
②	堀家	<small>ほり</small> 堀 <small>なおより</small> 直奇	元和4年(1618)～寛永19年(1642)
③	本多家	<small>ほんだ</small> 本田 <small>ただよし</small> 忠義 ※本田忠勝系本家	<sup>1</sup> 正保元年(1644)～慶安2年(1649)
④	松平家	<small>まつだいら</small> 松平 <small>なおのり</small> 直矩	慶安2年(1649)～寛文7年(1667)
⑤	榊原家	<small>さかきばら</small> 榊原 <small>まさくに</small> 政邦	寛文7年(1667)～宝永元年(1704)
⑥	本多家	<small>ほんだ</small> 本田 <small>ただたか</small> 忠孝 ※本田忠勝系分家	宝永元年(1704)～宝永7年(1710)
⑦	松平家	<small>まつだいら</small> 松平 <small>てるさだ</small> 輝貞	宝永7年(1710)～享保2年(1717)
⑧	間部家	<small>まなべ</small> 間部 <small>あきふさ</small> 詮房	享保2年(1717)～享保5年(1720)
⑨	内藤家	<small>ないとう</small> 内藤 <small>かぜのぶ</small> 弼信	享保5年(1720)～明治2年(1869)

<sup>1</sup> 村上家、堀家断絶により、寛永19年(1642)から正保元年(1644)の2年間は幕府領となっていた。

## 第2期計画策定にあたって

村上市では、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）に基づき、平成28年に「村上市歴史的風致維持向上計画」を策定し、それ以降令和7年までの10年間にわたり歴史的な町並みの保全や保存を進め、特に大町区・小町区が歴史的な町並みとして復原が進んでおり、歴史的風致形成建造物に関しても、50件を越える歴史的建造物について指定を行い、保存を進めてまいりました。



また、市内各地に残る北前船の寄港地として栄えた港町の町並みのほか、社寺に奉納された船絵馬、瀬波祭、岩船祭といった祭礼行事等を構成文化財として、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に認定されたこと、本市を代表する祭礼行事である村上祭の屋台行事がユネスコ無形文化遺産に追加登録を受けたことは、これまで大切に継承してきた先人の想いや活動が高い評価を受けたところであり、大変名誉なことであります。しかし、本市では人口減少、少子高齢化の進行により民俗芸能・伝統行事を支える担い手が減少し、後継者不足から歴史的建造物等の維持管理が困難な状況となっています。この地で先人によって絶えることなく培われてきた人々の活動、文化、歴史を受け継ぎ、今を生きる私たちが未来へしっかりと伝えていくことが重要であります。そのために、これまでの第1期計画の理念を継承しつつ、更に市民・事業者・行政が一体となって歴史まちづくりを着実に進め、次の世代に誇れる歴史的風致が感じられるまちを目指すこととして、「村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定しました。

本計画では、歴史を尊重する心と新たな価値の創出に挑戦する心を両輪とし、市民の皆様が日常生活の中で歴史的風致を感じられる場所の創出、観光施策による歴史的資源活用の推進、学校教育を通じた次世代を担う人材育成を支える環境づくりを進めることとし、村上に暮らす人と訪れる人の双方に喜ばれる「あふれる笑顔のまち」を実現してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただきました歴史的風致維持向上協議会委員の皆様、貴重な資料やご意見をお寄せいただいた皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年（2026）3月

村上市長

高橋 邦芳

<b>序 章</b>		<b>1</b>
第1節	計画策定の背景と目的	2
第2節	計画の期間	4
第3節	計画策定の体制と経過	4
<b>第1章</b>	<b>村上市の歴史的風致形成の背景</b>	<b>9</b>
第1節	自然的環境	10
第2節	社会的環境	12
第3節	歴史的環境	26
第4節	文化財の現状と特性	43
<b>第2章</b>	<b>村上市の維持向上すべき歴史的風致</b>	<b>69</b>
第1節	歴史的風致の分布状況	70
第2節	歴史的風致の内容	71
(1)	村上城下の祭礼にみる歴史的風致	71
(2)	種川の制など鮭文化にみる歴史的風致	101
(3)	村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致	117
(4)	北限の茶処にみる歴史的風致	137
(5)	石船神社の祭礼等にみる歴史的風致	149
(6)	西奈彌神社の祭礼等にみる歴史的風致	164
(7)	三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致	176
(8)	荒川河口の港町・市町の祭礼にみる歴史的風致	186
(9)	出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致	197
(10)	大川城跡周辺の祭礼にみる歴史的風致	206
<b>第3章</b>	<b>歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針</b>	<b>215</b>
第1節	歴史的風致の維持及び向上に関する課題	216
第2節	上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ	220
第3節	歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	234
第4節	歴史的風致維持向上計画の推進体制	236

<b>第4章</b>	<b>重点区域の位置及び範囲</b>	<b>239</b>
第1節	重点区域の位置及び区域	240
第2節	重点区域の設定の効果	246
第3節	重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	247
<b>第5章</b>	<b>文化財の保存及び活用に関する事項</b>	<b>253</b>
第1節	市町村全体に関する事項	254
第2節	重点区域に関する事項	261
<b>第6章</b>	<b>歴史的風致の維持及び向上に必要な事項</b>	<b>267</b>
第1節	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	268
第2節	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業	270
<b>第7章</b>	<b>歴史的風致形成建造物に関する事項</b>	<b>299</b>
第1節	歴史的風致形成建造物の指定の方針	300
第2節	歴史的風致形成建造物の管理の指針	310

## ◇ 用語の表記について

本計画書では、地名や歴史的用語等の一部について以下のとおり表記する。

- ・市街地や集落の名称には、位置を示すため適宜2ページの図にある地域名や地区名を付する。  
(例：「村上地域村上地区」「朝日地域塩野町地区の蒲萄集落」)
- ・国指定文化財は「史跡」「重要文化財」「重要無形民俗文化財」等の種別を記し、県指定・市指定文化財は「県指定」「市指定」の区分とともに種別を記す。  
(例：「史跡村上城跡」「重要文化財若林家住宅」「県指定史跡〇〇」「市指定有形文化財〇〇」)
- ・道の呼称として示した「出羽街道」「三国街道」「米沢街道」は俗称であり、正式名称ではない。江戸時代においては「出羽道」「三国道」「米沢道」等さまざまな名称がみられるが、ここでは便宜上、新潟県教育委員会が刊行した下記の報告書による「浜通り」「出羽街道」「三国街道中通り」「米沢街道」の名称を用いる。  
『新潟県歴史の道調査報告書第十集 浜通り・出羽街道』(1996)  
『新潟県歴史の道調査報告書第八集 三国街道(中通り)』(1995)  
『新潟県歴史の道調査報告書第十一集 会津街道・米沢街道』(1997)
- ・「藩」は江戸時代には存在しない名称であるが、ここでは歴史用語として一般的に使用されている「村上藩」の名称を用いる。
- ・本計画書における「歴史的建造物」は、概ね近代以前に建設された建築物、土木構造物、その他の工作物と定義する。